

小型定置網漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第15号に掲げる次の小型定置網漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和4年6月10日

岩手県

1 小型定置網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき漁業者の数
	水産動植物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法						
小型定置網漁業	さけ等	定置網	岩手県沖合海面のうち第二種共同漁業権二共第1号及び101号漁場の免許区域内の海域	1月1日から12月31日まで	-	-	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に漁業根拠地を有し、第二種共同漁業権二共第1号若しくは101号の漁業権者から操業の合意を得ている者	3
			岩手県沖合海面のう				岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内(宮古水産振興センター)に漁業根拠地を有し、第二種共同漁業権二共第101号	5

		ち第二 種共同 漁業権 第二共 第101 号及び 102号 漁場の 免許区 域内の 海域			若しくは 102 号の漁業権者から操業の合意を得 ている者	
--	--	--	--	--	----------------------------------	--

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年7月10日から令和4年8月10日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和4年9月1日から令和5年8月31日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) …によって囲まれた区域以外の海域で操業してはならない。

(イ) …によって囲まれた区域においては、毎年〇月〇日から〇月〇日までの間、操業してはならない。

(ウ) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(エ) 毎年〇月〇日から〇月〇日までの期間中は、箱網の網目は〇センチメートル（〇節）以上の大きさにしなければならない。

(オ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(オ) 垣網の元地から〇メートルの間において、垣網桁〇メートルを海面下〇メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

(カ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長に提出するものとする。